

担い手確保モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部が発注する建設工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に現場の週休2日を確保する「担い手確保モデル工事（以下、「モデル工事」という。）」を実施する上で必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 モデル工事を試行する建設工事は次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

発注者が設計図書によりモデル工事の試行を指定した工事

(2) 受注者希望型

モデル工事の試行が可能であることが設計図書に記載されており、受注者が試行を希望する工事

2 発注者指定型は、工事名の末尾に「(担い手確保型)」と明示する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われていること。

(2) 対象期間

工事着手日から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。

(4) 4週8休

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%以上であること。

(受注者希望型)

第4条 受注者希望型において、モデル工事の試行を希望する受注者は、別に示す様式にて契約後すみやかに試行の意思を発注者に通知しなければならない。

(工期設定)

第5条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

（実施内容）

第6条 受注者は、工事現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

2 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料（日報等）を提示しなければならない。

4 受注者は、休日に作業を行うときは、徳島県農林土木工事共通仕様書等に規定されているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。

（現場閉所率）

第7条 現場閉所率は次式により算出する。

$$\text{現場閉所率} = \text{対象期間内の現場閉所日数} \div \text{対象期間内の日数} \times 100 (\%)$$

※ 小数点第2位を切り捨てる。

※ 対象期間は第3条第2号に示すとおり

（経費の負担）

第8条 発注者は、現場の閉所状況に応じて次により必要となる経費を負担する。

（1）発注者指定型

労務費等に対して、別に示す補正係数のうち現場の閉所状況が4週8休（現場閉所率28.5%以上）の係数を乗じた補正を行い当初設計金額を算出する。ただし、現場閉所率が28.5%以上にならないことが見込まれる場合、または監督員が現場の閉所状況を確認できない場合には、請負代金額の変更によりこの補正分を減額する。

（2）受注者希望型

監督員が現場の閉所状況を確認できる場合は、現場の閉所状況に応じて労務費等に対して別に示す補正係数に示す係数を乗じる補正（営繕工事は労務費のみを補正）を行い請負代金額を変更する。

（工事成績評定）

第9条 モデル工事を実施した場合は、別に定めるところにより週休2日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。なお、週休2日を達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点が行わないが、発注者指定型において、週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、「工程管理」の項目で減ずる措置を行う。

（アンケートの実施）

第10条 担い手確保モデル工事の受注者は、発注者から指示があった場合には、アンケート調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

この要領は、令和2年8月15日から施行する。

この要領は、令和3年7月15日から施行する。

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

(担い手確保モデル工事実施要領第8条)

令和4年5月1日

担い手確保モデル工事実施要領第8条で規定する労務費等に乗じる補正係数は、次のとおりとする。

1 土地改良工事積算基準を適用する工事

現場の閉所状況 (現場閉所率)	4週6休(6日/28日) (21.4%以上 25.0%未 満)	4週7休(7日/28日) (25.0%以上 28.5%未 満)	4週8休(8日/28日) (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.03	1.04	1.05
現場管理費率	1.04	1.05	1.07

2 森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事

現場の閉所状況 (現場閉所率)	4週6休(6日/28日) (21.4%以上 25.0%未 満)	4週7休(7日/28日) (25.0%以上 28.5%未 満)	4週8休(8日/28日) (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

3 市場単価方式

現場の閉所状況 (現場閉所率)	区分	4週6休 (6日/28日) (21.4%以上 25.0%未満)	4週7休 (7日/28日) (25.0%以上 28.5%未満)	4週8休 (8日/28日) (28.5%以上)
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05

現場の閉所状況 (現場閉所率)	区分	4週6休 (6日/28日) (21.4%以上 25.0%未満)	4週7休 (7日/28日) (25.0%以上 28.5%未満)	4週8休 (8日/28日) (28.5%以上)
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

4 営繕工事

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」(令和2年6月23日付け国営積第4号)を準用する。